

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

県では、広告物の種類に応じた許可基準を、屋外広告物条例施行規則の別表第3により定めているが、平成14年の改正から16年以上が経過し、広告物が多様化するなか、現行の許可基準では、対応が困難となる事案が発生していることから、今回、基準等の見直しを行い、神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正しました。

2 改正内容

別表第3を全部改正します。

【主な改正内容】

(1) 電柱及び街灯柱を利用するもの

- 添架看板の設置場所が「歩道の上空」の場合と「道路（歩道を除く。）の上空」の場合に分け、高さの基準を定めます。
- 「原則として」や「なるべく」という表現は、あいまいであり、基準としてふさわしくない表現のため、改正します。
- 添架看板の設置の向きについての基準は、廃止します。

(2) 電車、路線バス、自動車等の外面を利用するもの

- 電車と自動車の基準を分離し、「電車の外面を利用するもの」、「路線バスの外面を利用するもの」及び「電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」の3つの基準とします。
- 「4.2平方メートルを超えるもの」の基準を廃止することにより、これまで掲出できなかった電車のヘッドマークのみの掲出や路線バスの後部のみのラッピング広告の掲出が、可能となります。

(3) 広告板及び広告塔に類するもの

- (1)と同様の理由により、「なるべく」を含む文章を改正します。

3 施行期日

令和2年4月1日